

大阪市産業廃棄物処理指導方針（概要版）

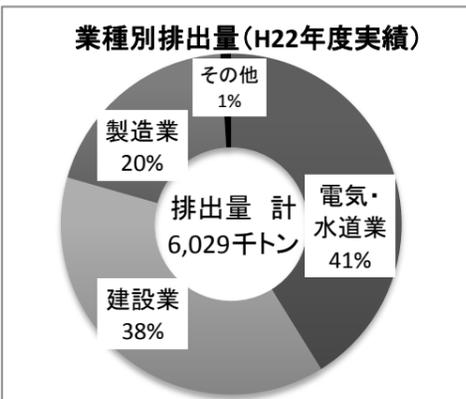
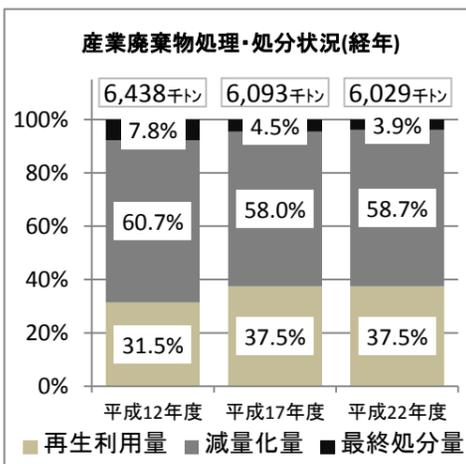
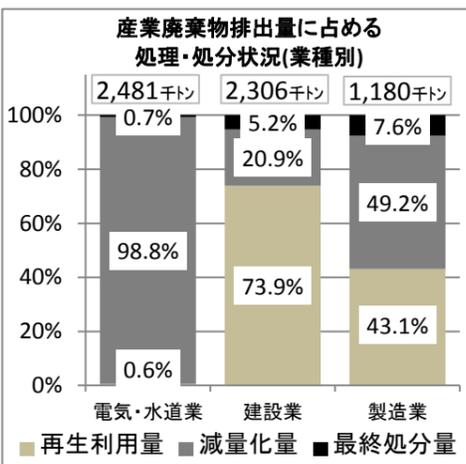
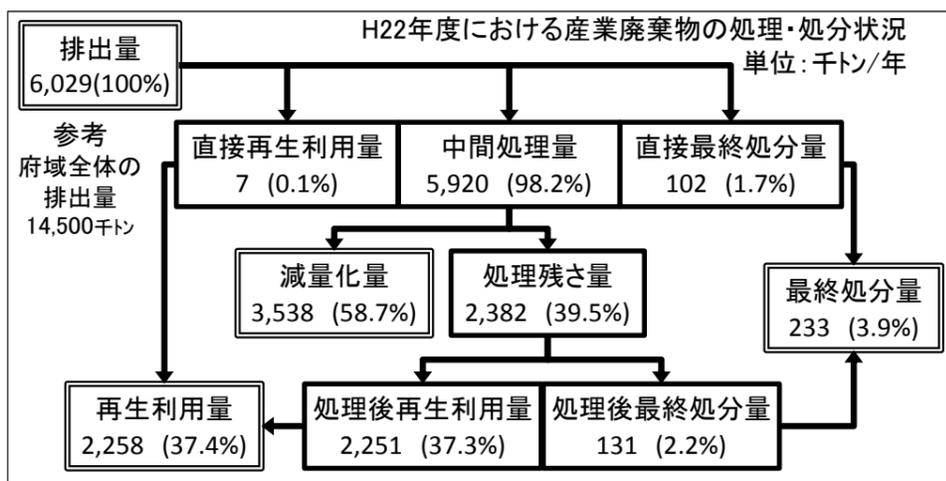
産業廃棄物処理指導方針について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第5条の5において、都道府県は廃棄物の減量その適正な処理に関する計画（廃棄物処理計画）を定めなければならないとされていることから、大阪府はこれまで「廃棄物処理計画（大阪府計画）」を策定してきた。本市においても市域内に各種産業が集中し、活発な経済活動・都市活動が行われていることから、大阪府計画を主計画とした「大阪市産業廃棄物処理計画」を策定し、本市における産業廃棄物に関する基本方針と具体的方向性を示し、各種施策を推進してきた。

大阪府計画は平成13年に平成22年を目標年度として策定されていたが、今年度府域における生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環的利用に向けた取組みを促進し、資源循環型の社会を構築するため、今年度に府環境審議会の答申を受け、「大阪府循環型社会推進計画」を策定予定である。策定にあたっては、今年度に大阪府、大阪市及び堺市が連携して大阪府域における産業廃棄物の排出状況や処理状況等の実態を把握するため、「産業廃棄物実態調査」を行い、当該計画の基礎データとして反映させている。

本市では、大阪府の計画内容を踏まえながら、大阪市域における実態調査の結果から得た課題を解決するため大阪市内の排出事業者や産業廃棄物処理業者に対する指導の方針を示すものである。

○ 産業廃棄物実態調査結果



排出量に占める最終処分の割合 (H22年度実績)

電気・水道業	0.7%
建設業	5.2%
製造業	7.6%

○ 産業廃棄物実態調査結果からみる課題

H22年度実績の産業廃棄物実態調査結果からみる課題は次の3点があげられる。

- 1 排出抑制と再生利用の促進
- 2 適正処理の確保
- 3 最終処分量の減

⇒ 市内における産業廃棄物の排出量は602万9千トンと府内排出量の多くを占めている。事業者や産業廃棄物処理業者等の関係者が産業廃棄物の発生から処理の過程において、排出抑制、再生利用や減量化の推進をさらに積極的に行う必要があり、排出される産業廃棄物については廃棄物処理法に基づく適正処理を行う必要がある。これらの取組みによって最終処分量を減らす必要がある。

○ 関係者が取り組むこと

産業廃棄物処理に関する課題に対して、事業者、産業廃棄物処理業者、市民、行政等の関係者に次の取組みが求められる。

- 1 事業者の取組み
- ◆ 排出抑制、再生利用と減量化の推進
 - ◆ 適正処理の推進
 - ◆ 管理体制の充実

- 2 処理業者の取組み
- ◆ 効率的な収集運搬
 - ◆ 再生利用と減量化の推進
 - ◆ 適正処理の推進
 - ◆ 周辺生活環境への配慮

- 3 市民の取組み
- ◆ 市民生活や職場における再使用や分別の徹底

- 4 行政の取組み
- ◆ 再生利用や減量化について率先して取り組む
 - ◆ 公共建設工事から発生する建設廃棄物の管理監督

○ 本市 指導方針

大阪市内における産業廃棄物の課題解決および循環型社会の構築に寄与するため、廃棄物処理法等に基づく規制指導に関する本市の指導方針

- 1 排出事業者に対する指導
 - 排出事業場に対する立入
 - 自社処理施設に対する指導
 - 多量排出事業者に対する指導
 - 建設業者に対する指導
 - 排出事業者向け情報提供
 - 事業系ごみの適正処理に対する指導
- 2 処理業者に対する指導
 - 産業廃棄物処理業者に対する適正処理指導
 - 再生利用、減量化の推進
 - 周辺住民等に説明会を行うなどの事前協議制度
- 3 産業廃棄物処理施設設置者に対する指導
 - 処理施設の維持管理基準などの遵守徹底指導
- 4 特別管理産業廃棄物に対する適正処理対策
 - PCB廃棄物
 - 感染性産業廃棄物
 - アスベスト廃棄物
 - その他の有害産業廃棄物
- 5 建設廃棄物に対する適正処理対策
 - 建設廃棄物の適正処理の推進
 - 自ら利用の推進
 - 再生利用指定制度の推進
 - 産業廃棄物自家保管の届出
- 6 業界団体に対する啓発指導
 - 講習会や説明会
- 7 不適正処理への対応
 - 不法投棄や不法焼却など
- 8 関係機関との連携
 - 広域行政
 - 捜査機関
 - 庁内関係各局
- 9 情報発信
 - ホームページを通じた発信